

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成25年9月4日
【発行者名】 GLP投資法人
【代表者の役職氏名】 執行役員 三木 真人
【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター
【事務連絡者氏名】 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社
財務管理本部長 辰巳 洋治
【連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター
【電話番号】 03-3289-9630（代表）
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

平成25年9月3日（火）開催の本投資法人役員会において、本投資法人の発行する特定有価証券と同一の種類の特定有価証券（以下「本投資口」といいます。）の募集を、米国及び欧州を中心とする海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。）において行うこと（以下「海外募集」といいます。）が決議され、これに従って海外募集が行われることから、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第1号に基づき、平成25年9月3日（火）付で臨時報告書を提出しておりますが、本投資法人の指定する販売先であるGLP Capital Japan 2 Private Limitedの状況等に関する事項を追加するとともに記載内容の一部についても訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は__罫で示してあります。

（8）その他の事項

<訂正前>

海外引受会社は、本投資法人の指定する販売先として、本投資法人が資産の運用に係る業務を委託しているGLP ジャパン・アドバイザーズ株式会社の株主であるGLP Capital Japan 2 Private Limited に対し、海外募集における本投資口のうち、39,000口を販売する予定です。

<訂正後>

海外引受会社は、本投資法人の指定する販売先として、本投資法人が資産の運用に係る業務を委託しているGLP ジャパン・アドバイザーズ株式会社（以下「資産運用会社」）の株主であるGLP Capital Japan 2 Private Limited（以下「指定先」）に対し、海外募集における本投資口のうち、39,000口を販売する予定です。

A．指定先の状況

a．指定先の概要	名称	GLP Capital Japan 2 Private Limited	
	本店の所在地	501 Orchard Road, #16-02 Wheelock Place, Singapore 238880	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
	代表者の役職及び氏名	取締役 Jeffrey Howard Schwartz 取締役 Lee Wei Hsiung	
	資本金（平成25年9月4日現在）	16,689,627,500円	
	事業の内容	投資業及び子会社の経営管理並びにそれらに付随する業務の遂行	
	主たる出資者及びその出資比率	Global Logistic Properties Limited（グローバル・ロジスティック・プロパティーズ・リミテッド、以下「GLP」といいます。） 100%	
b．本投資法人と指定先との関係	出資関係	本投資法人が保有している指定先の株式の数（平成25年9月4日現在）	二
		指定先が保有している本投資口の数（平成25年9月4日現在）	272,455口
	人事関係	本投資法人と指定先との間には、人事関係はありません。	
	資金関係	本投資法人と指定先との間には、資金関係はありません。	
	技術又は取引等の関係	本投資法人と指定先との間には、技術又は取引等の関係はありません。	
c．指定先の選定理由	指定先は資産運用会社の発行済株式（4,000株）のうち40株を保有しており、資産運用会社の全株式を間接的に保有するGLPのグループ会社に属しています。本投資法人は、GLPグループが国内外で有する先進的物流施設の開発、運営、リーシング、プロパティ・マネジメント等に関する情報、ノウハウ及び経営資源等を、本投資法人の運用資産の安定的な運営と着実な外部成長に最大限に活用していく方針であり、本投資法人の投資主利益とGLPグループの利益を合致させるための各種施策の一環として、GLPグループが本投資法人の投資口を一定程度保有することが有用であると考えており、資産運用会社の株主でもあるGLP Capital Japan 2 Private Limitedを指定先として選定しています。		
d．販売しようとする本投資口の数	39,000口		
e．投資口の保有方針	指定先は、本投資法人の中長期的な成長を目指しており、取得することを予定している本投資口を中長期的に保有する方針である旨確認しております。投資口の譲渡制限については、後記「B 投資口の譲渡制限」をご参照ください。		
f．払込みに要する資金等の状況	本投資法人は、指定先が、その親会社であるGLPから借り入れる予定の借入金もしくは増資資金のいずれかにより払込みを行う予定である旨を、指定先及びGLPの双方から確認しております。また本投資法人は、GLPについて、GLPが平成24年12月26日に提出した半期報告書等にて、財政状態計算書における現金及び現金等価物を確認することにより、払込資金に足る資金を有しているかと判断しています。		
g．指定先の実態	指定先は、シンガポール政府投資公社を実質筆頭株主とするシンガポール証券取引所上場会社であるGLPの間接子会社であり、反社会的勢力・団体によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、グループとして毅然とした対応をとることを表明していることから、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。		

B．投資口の譲渡制限

本募集に関連して、指定先は、ジョイント・グローバル・コーディネーターであるシティグループ証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及び野村證券株式会社（英文名でのアルファベット順）（以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」といいます。）に対して、発行価格等決定日に始まり、当該募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等（但し、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸渡し等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

ジョイント・グローバル・コーディネーターは、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

C．発行条件に関する事項

海外募集における本投資口の一部を指定先に販売するものであり、指定先への販売は海外募集における発行価格にて行われますので、指定先に対して特に有利な条件ではありません。

D. 本募集後の主要な投資主の状況

氏名又は名称	住所	所有投資口数 (口)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	本募集後の 所有投資口数 (口)	本募集後の 総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)
GLP Capital Japan 2 Private Limited	東京都港区東新橋 一丁目5番2号 汐留シティセン ター	272,455	14.82	311,455	14.84
日本トラスティ・ サービス信託銀行株 式会社(信託口)	東京都中央区晴海 一丁目8番11号	234,467	12.75	234,467	11.17
資産管理サービス信 託銀行株式会社(証 券投資信託口)	東京都中央区晴海 一丁目8番12号 晴海アイランドト リトンスクエア オフィスタワーZ棟	105,932	5.76	105,932	5.04
日本マスタートラス ト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町 二丁目11番3号	95,300	5.18	95,300	4.54
野村信託銀行株式 会社(投信口)	東京都千代田区大 手町二丁目2番2 号	85,432	4.64	85,432	4.07
ノムラバンクルクセ ンブルグエスエー	東京都千代田区大 手町一丁目2番3 号 常任代理人 株式会 社三井住友銀行	57,080	3.10	57,080	2.72
ジェーピー モルガ ン チェースバンク 380055	東京都中央区月島 四丁目16番13号 常任代理人 株式会 社みずほコーポ レート銀行 銀行決済営業部	56,714	3.08	56,714	2.70
ステート ストリー ト バンク アンド トラスト カンパ ニー	東京都中央区日本 橋三丁目11番1号 常任代理人 香港上 海銀行東京支店	49,457	2.69	49,457	2.35
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ピービー ノントリ ティークライアン ツ613	東京都千代田区永 田町二丁目11番1 号 山王パークタワー 常任代理人 ドイツ 証券株式会社	25,326	1.37	25,326	1.20
メロン バンク エヌ エー アズ エージェ ント フォー イッツ クライアント メロ ン オムニバス ユー エス ペンション	東京都中央区月島 四丁目16番13号 常任代理人 株式会 社みずほコーポ レート銀行 銀行決済営業部	20,368	1.10	20,368	0.97
計	-	1,002,531	54.55	1,041,531	49.65

- (注) 1. 所有投資口数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成25年2月末日現在のものです。また、総議決権数に対する所有議決権数の割合及び本募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点第三位を切り捨てて表示しています。
2. 本募集後の所有投資口数及び本募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年2月末日現在の所有投資口数及び総議決権数に本募集による増加分(海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買取る権利の全てが海外引受会社により行使され、発行が行われた場合の口数)を加味し、野村證券株式会社を割当先とする本投資口の第三者割当による新投資口発行における発行数の全てにつき申込みが行われた場合の数値を記載しています。

E．投資口併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

F．その他参考になる事項

該当事項はありません。